

補助金等の被交付団体に対する監査報告書

令和4年7月11日付け白企第56号で地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により石井和芳白子町長から監査を要求された補助金等の被交付団体に対する監査について、監査した結果は次のとおりである。

令和4年10月31日

白子町監査委員 地引久貴

白子町監査委員 今関勝巳

記

1 監査の対象団体

- (1) 白子町農業振興協議会（会長 大多和正夫）
- (2) 白子町観光協会（会長 大塚 昭）

2 監査の対象年度

- (1) 白子町農業振興協議会 農業振興指導事業費補助金

（5款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費）

令和3年度決算額 923,000円

令和2年度決算額 1,695,328円

令和元年度決算額 3,696,834円

平成30年度決算額 3,562,953円

平成29年度決算額 3,853,191円

- (2) 白子町観光協会 観光振興事業補助金

（6款商工費 1項商工費 3目観光費）

令和3年度決算額 2,000,000円

令和2年度決算額 4,000,000円

令和元年度決算額 4,000,000円

平成30年度決算額 4,150,000円

平成29年度決算額 4,150,000円

3 監査の実施期間

令和4年7月11日から10月28日まで

4 監査の視点

(1) 町部局関連

ア 補助金、その他の財政援助の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金交付要綱は整備されているか。

ウ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。

オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

カ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

キ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

ク 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関連

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。

エ 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

カ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象となる団体及び産業課と商工観光課に対して、平成29年度から令和3年度までの5年間分の資料の提出を求め書類の確認を実施し、また、関係者から説明を聴取するなど、事務事業の内容について慎重に監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 事実関係の確認

ア 白子町農業振興協議会 農業振興指導事業費補助金

年度	書類手続き・金額		決算状況	補助金状況
令和3年度	交付決定 額の確定	3,800,000円 923,000円	収入 924,571円 支出 923,184円 残高 1,387円	総事業費 923,184円 町補助金 923,000円 依存率 99.98%
令和2年度	交付決定 額の確定	3,800,000円 1,695,328円	収入 1,696,884円 支出 1,695,328円 残高 1,556円	総事業費 1,695,328円 町補助金 1,695,328円 依存率 100.00%
令和元年度	交付決定 額の確定	3,800,000円 3,696,834円	収入 3,971,377円 支出 3,969,834円 残高 1,543円	総事業費 3,969,834円 町補助金 3,696,834円 依存率 93.12%
平成30年度	交付決定 額の確定	4,000,000円 3,562,953円	収入 4,648,937円 支出 4,647,406円 残高 1,531円	総事業費 4,647,406円 町補助金 3,562,953円 依存率 76.67%
平成29年度	交付決定 額の確定	4,000,000円 3,853,191円	収入 4,133,191円 支出 4,133,191円 残高 1,523円	総事業費 4,133,191円 町補助金 3,853,191円 依存率 93.23%

イ 白子町観光協会 観光振興事業補助金

年度	書類手続き・金額		決算状況	補助金状況
令和3年度	交付決定 額の確定	4,000,000円 2,000,000円	収入 4,824,971円 支出 4,388,831円 残高 436,140円	総事業費 4,388,831円 町補助金 2,000,000円 依存率 45.57%
令和2年度	交付決定 額の確定	4,000,000円 4,000,000円	収入 7,112,734円 支出 6,902,926円 残高 209,808円	総事業費 6,902,926円 町補助金 4,000,000円 依存率 57.95%
令和元年度	交付決定 額の確定	4,000,000円 4,000,000円	収入 8,609,797円 支出 7,951,825円 残高 657,972円	総事業費 7,951,825円 町補助金 4,000,000円 依存率 50.30%
平成30年度	交付決定 額の確定	4,150,000円 4,150,000円	収入 8,138,770円 支出 7,346,590円 残高 792,180円	総事業費 7,346,590円 町補助金 4,150,000円 依存率 56.49%
平成29年度	交付決定 額の確定	4,150,000円 4,150,000円	収入 7,903,379円 支出 7,164,287円 残高 739,092円	総事業費 7,164,287円 町補助金 4,150,000円 依存率 57.93%

(2) 監査の結果

監査の結果については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の事項の改善について検討されたい。

ア 白子町農業振興協議会 農業振興指導事業費補助金

①補助金交付要綱等の整備

農業振興指導事業費補助金に係る補助対象経費・対象使途・上限額・補助率などが要綱として整備されていないため、補助対象事業や補助金額が適正であるかの判断基準が不明確である。

補助金交付要綱等を整備し基準を明確にすることで、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事業運営につながることから、補助対象事業の内容や金額、補助率などを明示した農業振興指導事業に係る補助金交付要綱等を早急に整備されたい。

②補助金等の額の確定等

補助金の交付額の確定の際の起案文では、白子町補助金等交付規則第14条の規定による調査の方法や交付すべき金額を確定した経緯などが明確に記載されていないため、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認できない。

確定にあたっての判断結果を残すためにも、具体的に調査の方法や経緯などを起案文に明記されたい。

「白子町補助金等交付規則（昭和47年規則第1号）抜粋
（補助金等の額の確定等）」

第14条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」

③実践団体に対する再補助

白子町農業振興協議会へ補助金を交付するが、下部組織として白子町農業研究会があり、さらに事業の実践は、JA長生青年部白子支部、JA長生女性部白子支部、白子町酪農組合、白子町稲作研究会、白子町玉葱出荷組合、白子町露地野菜組合などが行っている。そのため、白子町農業振興協議会はこれらの団体へ補助金を交付しているが、団体としての補助金要綱もなく、補助対象事業や補助金額が適正であるかの判断基準が不明確である。

補助金の交付は一義的には直接補助が基本であり、これら再補助は

補助基準の不透明化にもつながりやすいことから、検討を求める。

④会議の開催

提出された決算書類について、総会などで決議されているかを確認しようとしたが、議事録が確認できなかった。この点規約を確認したところ、そもそも白子町農業振興協議会の規約には総会や会計に関する事項が明記されていなかった。

団体として決算報告が必要であれば、経理処理や総会、監査などの手続きを明確にすることが必要であることから、規約を改定し必要な手続きを明記の上、実施されたい。

⑤団体支出の適正

補助対象経費や対象用途などの基準が明確ではないものの、視察研修に係る経費のうち、通常であれば補助対象外とされるであろう支出が見受けられた（下表参照）。この点個人負担もされているが、対象支出や負担割合が明確にされていなかった。早急にルールを明確にして、支出内容や経費負担に関する基準を設け、運用することが必要である。

【支出の詳細】

年 度	金 額	内 容
平成29年度	118,340円	車中飲食代など
平成30年度	27,826円	車中飲食代など
令和元年度	135,377円	車中飲食代など
令和2年度		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止
令和3年度		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止

イ 白子町観光協会 観光振興事業補助金

①補助金交付要綱等の整備

観光振興事業補助金に係る補助対象経費・対象用途・上限額・補助率などが要綱として整備されていないため、補助対象事業や補助金額が適正であるかの判断基準が不明確である。

補助金交付要綱等を整備し基準を明確にすることで、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事業運営につながることから、補助対象事業の内容や金額、補助率などを明示した観光振興事業補助金に係る補助金交付要綱等を早急に整備されたい。

②補助金等の額の確定等

補助金の交付額の確定の際の起案文では、白子町補助金等交付規則第14条の規定による調査の方法や交付すべき金額を確定した経緯などが明確に記載されていないため、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを確認できない。

確定にあたっての判断結果を残すためにも、具体的に調査の方法や経緯などを起案文に明記されたい。

「白子町補助金等交付規則（昭和47年規則第1号）抜粋
（補助金等の額の確定等）」

第14条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」

③基金の運用

基金の積み立てが令和3年度決算では3,000,000円ある。

白子町観光協会会則に基金の規定があり、「観光案内所」建設を目的とするとの説明があったが、それを示す書類が確認できなかった。

目的を明示した書面を作成し、今後とも法令等に則った適切適正な基金管理に努められたい。

④団体支出の適正

自主財源と町補助金等で団体経費を賄っているが、団体経費の用途に関して軽微ではあるが通常であれば補助対象外とされるであろう、個人負担が適当と思われる支出があったため、自主財源と補助金とを問わず、早急に経費負担に関する基準を設けられたい。

7 監査意見

(1) 町部局関連

前述のとおり、補助金交付要綱等を整備し基準を明確にすることで、誰の目で見ても公正公平な判断ができ、より適切な事務事業の運営につながるため、補助対象事業の内容や金額、補助率を明示した各種補助事業に係る補助金交付要綱等を早急に整備すべきである。

また、補助金は産業振興や特定の事業の奨励や行政目的遂行のためなど、公益上の必要性に基づいて支出されるものであるから、その目的が十分達成され、効果があがっているかどうかを検証すべきである。

(2) 団体関連

各団体とも補助金等に係る収支の会計経理の基準が明確でないため、会計経理処理規定等を作成し、慣例によるのではなく事務処理の根拠や方法、責任の所在を明確にしながら団体の事務事業を執行されることを徹底されたい。

また、団体によって補助金への依存率の高低はあるが、補助事業の執行に当たっては、いたずらに疑義を抱かれないように、事業目的や経費の負担、事業の決定過程や運用方法、効果検証などの結果を明示し、補助事業の必要性を明確にしておく必要がある。

以上